

【保険医療機関における掲示事項】

以下の施設基準に基づく診療体制を整え、関係機関への届出を行っております。

● 機能強化加算

地域におけるかかりつけ医機能を担う医療機関として、機能強化加算の施設基準を満たしています。地域住民の皆さまに対し、適切な初期診療、専門医療機関への紹介、健康管理に関する相談等を実施しています。診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行っております。

● 明細書発行体制等加算

医療費の内容がわかる領収書及び個別の診療報酬の算定項目が記載された明細書を無償で発行しています。

- 医療費の内容がわかる領収証とともに、診療報酬の算定項目、使用した薬剤、実施した検査の名称などが記載された明細書を発行しています。
- 明細書の発行を希望されない場合は、お申し出ください。

● 一般名処方加算

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を目的として、医薬品の「一般名（有効成分の名称）」による処方を行うことがあります。

- 一般名処方とは、医薬品の有効成分を特定して処方する方法です。
- 特定の製薬会社の商品名ではなく、複数の後発医薬品を含む選択肢から、薬局で適切なものが調剤されます。
- 品質が同等である後発医薬品を選択することで、医療費の軽減が期待できます。

● 生活習慣病管理料Ⅱ

高血圧、脂質異常症、糖尿病の疾患を対象に、患者・利用者の方と相談しながら、計画的に治療や悪化防止をしていく目的の管理料です。目標の設定用紙を定期的にお渡しします。なお、状態に応じ医師の判断のもと、28日以上の長期処方箋の発行やリフィル処方箋の発行を行う場合があります。

【地方厚生(支)局長への届出事項に関する事項】

- 機能強化加算
- 外来感染対策向上加算
- 連携強化加算
- 電子的診療情報連携体制整備加算3
- 別添1の「第9」の1の(2)アに規定する在宅療養支援診療所
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- がん治療連携指導料
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する持続陽圧呼吸療法充実体制加算
- 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
- 酸素の購入価格の届出

【明細書の発行状況に関する事項】

当診療所では、診療報酬の算定項目が記載された明細書を無料で発行しています。

【保険外負担に関する事項】

当診療所では、以下の保険外負担が発生する場合があります。

(※抜粋)

- 一般診断書 組合員:3,300円 未組合員:4,400円
- 詳細診断書(年金用等) 5,500円 6,600円
- その他

※詳細は受付にお問い合わせください。

【長期収載品の選定療養】

令和6年10月より、後発医薬品がある先発医薬品(長期収載品)を希望される場合は、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1に相当する特別料金が別途発生します。